

○環境省告示第四十五号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第三十条第一項の規定に基づき、汚染状況重点調査地域の指定を解除したので、同条第二項において準用する同法第三十二条第四項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和四年三月三十一日

環境大臣 山口 壯

一 汚染状況重点調査地域の指定を解除した年月日

令和四年三月三十一日

二 汚染状況重点調査地域の指定を解除した区域

福島県の区域のうち、田村市（除染特別地域に係る区域を除く。）、本宮市及び桑折町の区域